

2020年6月2日

子供の未来応援基金
新型コロナウイルス感染拡大への対応に伴う緊急支援事業
よくある御質問

<全般>

- Q. 今回の支援事業が創設された趣旨を教えてください。
- A. 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い「新しい生活様式」に即した支援活動が求められるようになったことや、学校の休校措置の実施、保護者の就業環境の悪化等の影響を受け、子供達への支援活動においても、支援手法や支援内容に大きな見直しを余儀なくされているところが多く見られます。

この事業は、「子供の未来応援基金」を通じて、これまで草の根で貧困の状況にある子供たちに寄り添って支援活動を行ってきたNPO法人等が、現状の新型コロナウイルス情勢も踏まえた緊急かつ柔軟な支援を行えるようにすることを目的に、NPO法人等が新型コロナウイルス対応として追加的に実施する事業への支援金の交付を行うものです。

- Q. 交付金額の規模はどのくらいですか。
- A. 今回の募集による支援金の総額については、最大5000万円程度を想定しています。
- Q. 審査の視点に「事業実施体制及び実績」とありますが、具体的にはどのようなことが審査の対象となりますか。
- A. 過去に1年以上子供の貧困対策のための活動を実施しているとともに、当該活動で過去1年に支援した子供数が実数で10人以上（又は延べ数で月10人以上）いる等一定の実績があることが必要となります。また、常勤の役員または職員が1人以上いる等、団体が事業を安定的に運営できる人員体制が確保されていることが必要です。
- Q. 決算時期が対象事業年度と異なるのですが、何か問題はありますか。
- A. 問題ありません。

<対象となる団体について>

- Q. ボランティア団体や町内会等の任意団体は対象となりますか。
- A. 今回の緊急支援事業においては、組織基盤の安定性等の審査の観点から、法人格を有し、かつ過去に1年以上子供の貧困対策のための活動を実施した実績がある団体を対象としています。
- なお、毎年4月から翌年3月を支援期間とする、従前からの未来応援ネットワーク事業については、今後とも引き続き、任意団体も含めて幅広く対象とさせていただく予定です。

Q. 社会福祉法人は対象となりますか。

A. 対象となりません。

Q. 株式会社や有限会社等がCSR活動等の一環として実施する、営利を目的としない事業は対象となりますか。

A. 事業主体である団体が、営利を目的としている株式会社や有限会社等の場合は対象となりません。

Q. 過去に基金による支援を受けたことがある法人は対象となりますか。

A. 今回の緊急支援事業においては、第1回～第3回支援を受けた団体も、支援回数にかかわらず対象としています。ただし、第4回支援（令和2年4月～令和3年3月）の採択団体は現に支援をさせていただいておりますので対象外となります。

<対象となる事業>

Q. 申請事業は子供のみが対象ですか。

A. 子供を主たるターゲットとした上で、対象者が親等に広がった事業でも対象となります。ただし、審査の視点として、多くの子供たちに支援が届くものであることが含まれておりますので、ご注意ください。

Q. 参加者から利用料を取る事業は対象となりますか。

A. 対象となります。

Q. 対象や利用者に制限を設けている事業は支援の対象になりますか。

A. 事業目的に沿って制限を設けている事業も支援の対象になります。

<経費の算定>

Q. 自治体からの委託事業や補助金を別に受けている事業を組み合わせる事業は、支援の対象になりますか。

A. 同一事業かつ同一費目でなければ、支援金の交付対象となります。ただし、異なる費目のみを対象とした申請であっても、主たる費目について他の助成等を受ける場合には、支援金の対象外となる場合があります。

Q. 支援金の下限額は決まっていますか。

A. 下限額は特に定めていませんが、審査の視点として、多くの子供たちに支援が届くものであることが含まれている点にご留意ください。

Q. 賃金の対象となる者の基準は何かありますか。

A. 本事業のためだけに新たに雇用する者の場合の基準はありません。法人の他の事業と兼務する場合は、明確に切り分けが出来ている者のみ対象となります。

- Q. 賃金については、金額の基準はありますか。
- A. 金額の基準はありません。業務内容や地域性等を考慮して妥当性を判断します。ただし、人件費が全体の経費の大部分を占める場合は、事業内容を総合的に審査の上、適切な使い道となっているか判断させていただきます。
- Q. 備品・家賃・人件費等を他の事業と共用とするために購入等をした場合、計上は可能ですか。
- A. 根拠をもって明確に金額を切り分けることができれば按分等にて費用計上することは可能です。
- Q. 支援金額調書の経費区分に該当がない費目の場合、どのように記載すべきですか。
- A. 基本的には、最も内容が近い費目に記載し、あてはまらない場合は、「上記以外の対象経費」に計上、内訳欄に法人の会計上の費目名を記載してください。
- Q. 申請時と実際に事業を行う時点とで積算が変更となるのは問題ないですか。また、活動中にニーズ等の変更があり、事業内容が変更となる場合、予算の修正は可能ですか。
- A. 要望書に記載された事業内容、または要望時に確認した積算に変更がある場合、必ず事前に担当者に連絡をしてください。変更内容に合理性が認められる場合には、変更を認めます。

<支援対象となる事業の実施期間>

- Q. 団体が以前から行っていた事業は対象となりますか。
- A. 団体が、支援対象となる事業を7月1日以前から実施している場合、7月1日以降の経費が支援対象となります。なお、今般の緊急支援の対象事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、従前から実施していた事業のニーズ等に変化があり、その変化に即して、従前の事業の切り替え又は既存事業の拡充により追加的に実施している事業のみが対象となります。
- Q. ある活動を行うための準備期間という内容で応募できますか。
- A. 実際の活動が伴わない場合は応募できません。

<応募手続き等>

- Q. 郵送の場合、フォーム送信は必要ありますか。
- A. 郵送での申請は受付けていません。事前のフォーム登録の上メールにて申請してください。
- Q. 海外から申請することはできますか。
- A. 国内の子供の貧困問題に取り組む団体に限っておりますので、海外の団体は営利非営利を問わず申請できません。

＜選定方法及びその結果＞

Q. 審査は、書面審査のみですか。

A. 書面審査としていますが、必要に応じて個別に電話等にて照会をさせていただきます。申請後、連絡がとれる状況にしておいていただければ幸いです。

Q. 審査結果の理由は教えてもらえますか。

A. 個別の審査結果については開示していません。

Q. 審査結果はいつ出ますか。

A. 応募状況にもよりますが、7月上旬頃には決定する予定です。

Q. 緊急支援は今回で終わりですか。

A. 今般の緊急支援事業につきましては、現下の状況に鑑み、緊急かつ柔軟に子供たちを支援する観点から実施するものであり、現時点では、追加実施の予定はありません。

なお、これまで四度に渡って支援しております未来応援ネットワーク事業については、来年度も引き続き実施していく予定としています。